

議会基本条例 条文案

【第4章4-3 市民と議会の関係】市民参加及び市民との連携

A案	<p>議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の議会活動に参画する機会の確保に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言の過程において、広く議会外の意見を聴取する参考人、広聴会等の制度の活用、専門的知見の活用を努めるものとする。</p>
B案	